

県有施設のバリアフリー推進に係る検討結果及び今後の取組（ハード面）

（１）県有施設のバリアフリー状況調査（ハード面）の実施

1) 対象施設

不特定多数の県民が利用する県有施設 318 施設（※県営住宅、県立学校は対象外とした）

・建築物 281 施設

〔 庁 舎 166 施設（合同庁舎、振興事務所、県税事務所、保健所、警察署など）
公の施設 115 施設（病院、福祉施設、図書館、展示場、スポーツ施設など）

・公 園 37 施設

2) 調査事項

施設に来庁した高齢者・障害者等が、移動や利用に支障がないか、千葉県福祉のまちづくり条例に規定されている整備基準への適合状況を調査。

【移動経路等の基本的な機能に関する整備基準】

- 出入口：出入口幅 80 cm 以上あるか、出入口前後に段差がないか等
- 廊下：廊下の幅 1.2 m 以上か、受付等までの誘導用床材が設置されているか等
- 階段：手すりが設置されているか、上端に注意喚起用床材が設置されているか等
- エレベーター：設置されているか、車いす利用可能か、音声案内装置等あるか等
- 便所：車いす利用可能か、手すりが設置されているか等
- 駐車場：幅 3.5 m 以上の車いす利用者用駐車区画が出入口近くに設置されているか等
- 敷地内通路：道から出入口まで幅 1.2 m 以上か、傾斜路が設置されているか等

【その他の整備項目】

客席、更衣室・シャワー室、共同浴室、客室、カウンター・記載台、公衆電話台、改札口、発券機、案内標識

3) 調査結果の概要

ア) 建築物

適合率	整備基準に定める事項（移動経路等の基本的な機能に係るもの）
80%～100%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の幅 80cm・廊下の幅 1.2m ・ 扉は車いす使用者が円滑に通過できる構造 ・ 廊下・敷地内通路に段差がない 又は手すりや傾斜路を併設 等
60%～80%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模施設へのエレベーターの設置 ・ 車いす使用者用駐車区画の設置 ・ 廊下・階段は滑りにくい床材 ・ 廊下に誘導用床材（誘導ブロック）を設置 等
～60%	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>階段の段を色等によって識別しやすくしている</u> ・ <u>階段・傾斜路の上端等に注意喚起用床材（警告ブロック）を設置</u> ・ 道路から建物入口までの敷地内通路に誘導用床材（誘導ブロック）を設置

イ) 公園

適合率	整備基準に定める事項
80%～100%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の幅 1.2m・園路の幅 1.2m、勾配 1/12 以下 ・ 誘導用床材（誘導ブロック）を設置 ・ 園路の段差部に傾斜路設置 ・ 多目的トイレの設置 ・ 車いす利用者用駐車区画の設置 等
60%～80%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園路の段差部に手すり設置 ・ 園路の階段の上端に注意喚起用床材（警告ブロック）を設置 ・ 案内板の高さ、文字の大きさが高齢者、障害者に配慮されている
～60%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内板に点字の表示がある ・ 案内板に多目的トイレの位置の表示がある

(2) 調査結果を踏まえた今後の取組

1) 建築物のうち、大規模改修で行うべきものを除き、安全面から優先順位の高い次の項目について速やかに整備を進める（大規模改修で行うべきものは、職員による合理的配慮により対応）

<p>① 階段の上端や踊り場に注意喚起用床材を設置</p> 	<p>② 階段の段を色等により識別しやすくする</p> 	<p>③ 敷地内の通路の段や傾斜路の上端、車路に接する部分</p> 
---	---	---

2) 上記以外については、現地確認による検証等を進めながら、優先整備項目を検討する